

C.B.マクファーソン著「パーク、資本主義と保守主義」御茶の水書房 1988年2月5日刊を読む

1. (1) 教養ある紳士だけを念頭において演説し、また著述していた。
  - (2) 議論の大部分は、議会の議員を対象にしていた。
  - (3) 新聞は、教養ある(ダブリン)市民を対象にした。
  
2. (1) 大多数の(アイルランド)人民が重苦しい貴族支配体制のもとで植民地住民以下の生活におとしめられている現状をみて憤りを感じた。
  - (2) 富裕な貴族たちは退廃的で、自分の領地を効率よく経営する努力もしなければ、小作農たちを援助しながら勤勉な自作農きんべんに向上させることもしなかった。いやそれどころか、実際にかれらは小作農が自作農になることを故意に妨害し、かれらを極度の貧困状態におしとどめていた。この状態にパークは激しい怒りを覚えた。 P16
  
3. (1) 怠惰な金持ち階級を仮借なく批判。
  - (2) 財産は安全でなければならないが、財産所有者は、自分の財産をふやし、これによって国民の富を増大させ、全階級の利益をはかる義務がある。
  - (3) 自分の才能に自信をもち、自分の力(自力)で立身出世する以外に道はありえない。 P17
  
4. (1) 1766年から1794年まで庶民院議員として行動し、庶民院で演説し自分の議会活動を弁護するためのパンフレットや書物を刊行した。
  - (2) イギリス憲法(より正確には、そのなかに読みこんだ諸原理)にたいする変わることのない尊敬という点で一貫性をもつ。 P22
  
5. (1) 勤勉な実践的政治家であることを誇りにしていた。
  - (2) 庶民院の内外で、イギリス政治のあらゆる欠陥をあばき、穏健な改革を促進すること。そしてそのような改革によって、内政とアイルランド・アメリカ・インドにおける植民地統治の本来の悪政を防止すること。これが目標であった。

(3) あらゆる個別問題を一般的諸原理と結びつけて論じた。

あらゆる政治問題を、たんなる法律上の権利とか当座の便宜とかいった視点からではなく、公正または正義にかんする何らかの基準にしたがって、あるいは、長期的な人間の利益という観点から論じるべきだと主張。

個々の問題を政治家として判断するために、思想家としてもつ一般的諸思想をうまく用いる。現実政治の細部に肉迫。同時に、それらが政治哲学の視野の広い諸概念の助けをかりてはじめて理解され、処理されうることを忘れなかった。

多くの細かい問題をあつかいながら、それらの中に含まれる原理にまで議論を深化させていった。

永遠の政治諸原理を誤りなく見分ける眼力をそなえていた。

もし理想が現実に影響を与えるべきであるなら、理想は議会のつくる法律と結びつかねばならない。

政治が便宜に基礎をもつことは認める。しかし、その便宜を正義とみなすものと一致させること。

P24 ~ 25

6 . 現実に行った原理への訴えかけは、全政治生活を通して何らかの時事問題を取り上げ、自分の考えを述べる際に効果的と判断したものに限られる。

P29

7 . (1) 具体的な観察しうる諸事実を積み重ねることによって抽象的な公式と対決する。

(2) 現実の諸状況は道徳的諸基準によって判断されなければならない。

(3) プラグマティックであると同時に道徳的な考え方。

(4) 経験的なものを道徳的なものと結びつける試み。

P32

8 . (1) 大まかに規定された道徳諸原理への精力的な訴えかけ、一般的諸原理への適用は、つねに複雑な現在の状況と、人間のもろさを考慮して行うべきだ。

(2) 観察と歴史から引き出される経験的一般命題を用いて、抽象的諸原理から導き出される先験的な理論を反駁する。

(3) 人間本性にかんするブルジョワ的諸仮説の承認。

P33

9. (1) 法の根底にある根本原理に反する法は妥当性をもたない。

(2) 主権者の命令という理由だけで法は妥当するという理論を唾棄。

(3) じっさいには法の基礎はふたつ、しかもただふたつだけしかないそれらはいずれも必要条件であり、それらを欠いていれば、他のどのようなものも法に強制力をもたせることはできない。

衡平原理

・ 平等の大原則から生長発展するもの

功利原理

(ア) 理性的本性に結びつき、そこから直接引き出される一般的・公共的功利として理解されなければならない。

(イ) これ以外の功利は、資人の功利ではあっても市民の功利ではありえない。国内の敵の利益ではあっても、国家の構成員の利益ではありえない。

P34

10. 自然的諸権利の保存とそれらの確実な が市民社会の究極の大目標。従って、政府たるものは、どのような形態をとるにせよ、それらが完全に従属すべきその目的に奉仕する限りで善である。

P35

11. (1) 経験的一般化とは。

経済的繁栄は、「一般的・公共的功利」の実質的内容。この「経済的繁栄」と「勤勉」と「財産」の間には必然的な関係がある。これは、経験的な一般化である。

(2) 勤勉を促進する市民憲法は...

財産の取得を助長し

財産の所有に安全を与え

財産の不動産化を可能にし

財産の譲渡を許す

(3) どのような法律であれ、もしそれがこの財産分配過程のどこか一部を妨害するものである場合には、その妨害の強さと範囲に比例して、例外なく勤勉をくじくものである。

財産に敵対する法律は勤勉を妨げる法律である。

なぜなら勤勉はつねに他のなにものでもなく財産をこそその目標にしているからである。

- (4) 取得欲は、つねに長期的見通しをもつ情熱である。もしかりにひとに一時的所有しか認めないならば、あらゆる賢明な国家がその偉大さをささえる根本原理のひとつとして大切にしてきたあの賞賛すべき貧欲はたちまち死滅してしまうだろう。

これは、ブルジョワ個人主義の立場

(ア)貧欲は賞賛すべきもの

(イ)所得欲は諸国民の富(公利的功利)の源泉。

この功利主義的理由で私的取得を国家は奨励すべきだ。

P35

- 12.(1)「政党」とは、全員が同意しているある特定の原理にもとづき、共同の努力によって国民の利益を促進するために結合した人びとの集団である。

(2)正しい統治目標を定めることは思弁的哲学者の仕事である。行動する哲学者とでもいうべき政治家の仕事は、これらの目標を実現するための適切な手段を発見し、それを効果的に用いることである。

(3)どのような原理であれ、それを実現するためには、政党が必要だ。

P39

- 13.(1)人民とは、宮廷と効果的に対抗しうるだけの財力をもつ人びとの総体を意味する。

(2)人民とは、大貴族、指導的な地主ジェントルマン、裕福な商工業者、堅実な自作農民にほかならない。

(3)質的には、規律正しい諸身分が有機体的統一の状態にあるときのみ人民は存在。

P40

- 14.(1)庶民院議員は、命令委任を受けた代理人ではなく、独立した判断を下しうる代表である。

(2)議会は、ひとつの利益—全体の利益—をもつ、ひとつの国民の審議会である。ここでは、地方的目的や地方的損得ではなく、全体的理性から導き出される普遍的善こそが指針とならなければならない。

(地方の)有権者はたしかに(庶民院の)議員を選ぶ。しかし、(地方の)有権者がいったん(庶民院の)議員を選んでしまったなら、かれらは、ブリストルの議員ではなく(庶民院という)議会の議員となるのである。

P42

15. (1) 人民を幸福にすることが人民の利益になる。

(2) 人民の幸福が唯一の政策批判基準である。その幸福がどのようにして実現されるべきかは経験の丹念な観察によって、つまり、過去のさまざまな政府の政策がもたらした幸福な結果と不幸な結果をくわしく観察することによって決定されうる。 P45

16. (1) 王室の維持に必要な仕事の大部分は、契約によって私企業にやらせるべきだ。

(2) 商業は放任されているとき、もっとも繁栄する。

商業の偉大な導き手である利益は、決して盲目ではない。それはみずからの道をきわめてたやすくみつけだす。

利益にとって必要こそがその最善の法なのである。 P48

17. 東インド会社批判

(1) イギリスのインド統治は白人の正当な任務である。

(2) しかし、議会がその任務を東インド会社に特許し、十分な監督統治なしにそれを行わせている点について、強い異議を唱える。

(3) 東インド会社の不名誉で不道徳で、腐敗した残虐な態度に関する証拠を多数収集し、一人で庶民院を説得、東インド会社の諸政策の中心的な立案者で擁護者のウォーレン・ヘイスティングを弾劾。それによってイギリス議会史上前例のないほど強烈な公開性の光をそれらの政策にあてる。

(4) 他のどの仕事よりも、インド人民を弁護したこの努力こそが記憶されるであろうと晩年語る。

(5) すべての政治権力はすべて信託である。

すべての信託は責任を課する。

だからある信託がそれに合法性をあたえることのできる当の諸目的から実質的に逸脱してしまったなら、それは完全に終了する。

(6) 東インド会社の行為は政治権力の乱用であり、したがってその特許は従来どおりの条件で更新されるべきではない。東インド会社の特許状にもとづく諸特権をはく奪すべきだ。

(7) 東インド会社は、インド亜大陸の誇り高いすべての土侯国の古来の政体・法律・習慣を故意に破壊しようとした。

東インド会社のインド支配は祖国の既成有産階級の権威を危機におとしおれつつある。

けだし(なぜならば)、インド勤務でばく大な略奪品を得た人々が続々それを祖国に持ち帰り、新しい種類の卑俗な成り上り者階級を形成していったからである。 P60

[ コメント ]

「フランス革命の省察」で知らない人は少ないイギリスの保守政治家エドモンド・バークの「フランス革命の省察」に至るまでの活動を、マクファーソン氏の本著「バーク」によって書き抜かせて頂いた。バークが国会議員として活躍したのは今から 200 年以上前の 1766 年から 1794 年までなので、違和感のある、また、現代では全く相いれない「貧欲は賞賛されるべきである」「イギリスのインド統治は白人の正当な任務である」等の考え方はあるにしても、イギリスの保守主義の原点とは何かを学ぶとき、バークほど参考になる政治家は存在しない。

選出母体の目の前の現象を追うだけの印象がぬぐえない日本の政治家のみならず、有権者もバークから学ぶことは多いと考える。本著は、バークの著作に本格的に取り組むという高い志ある人にも、また、バークを相当読み込んだ人にもとても参考になると確信する。

- 2009 年 9 月 17 日 林明夫記 -